

## 粕屋町木造戸建て住宅耐震改修補助の流れ

◆はじめに以下の条件をすべて満たしているか、ご確認ください。

- ①補助対象住宅が粕屋町内に存在し、居住者がいること。
- ②補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること。
- ③過去に、本補助金の交付を受けていないこと。
- ④耐震改修工事により、建築基準法等の規定に違反しないこと。

◆上記の条件をすべて満たしていれば、耐震診断を実施してください。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター  
連絡先 092-781-5169  
耐震診断1件につき3千円かかります。(自己負担になります。)

◆耐震診断の結果をもとに補助の対象になるかどうか判断します。

耐震診断結果の上部構造評点が 1.0 未満であれば補助の対象になります。  
※評点が 1.0 以上あれば、補助対象外です。

ここから補助申請の手続き開始になります。

ただし、この段階ではまだ工事施工業者と工事契約は行わないでください。

◆補助金の額は、耐震改修工事費用の23%（ただし、上限30万円）とし、算出した額は、千円単位で切り捨てます。

◆補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

※申請書類一式は、役場から配付します。

必要な添付資料

- ①登記事項証明書等、対象住宅の所有者がわかる書類
- ②建築確認申請書等、対象住宅の建築年月日がわかる書類
- ③耐震診断結果報告書
- ④耐震改修工事の補強計画と、経費がわかる見積書（施工業者の印鑑があるもの）
- ⑤申請者の「町税の滞納がない証明書」（税務課にて発行できます。）

- ◆以上の書類すべてがそろったら、役場にて受付を行い書類の審査を行います。審査には1週間程度かかります。

その後、審査の結果を申請者に通知します。（決定通知もしくは不決定通知）決定通知書が届いてから、工事施工業者と工事契約を行い、工事に着手してください。

交付決定を受けた後に、何らかの理由で工事を中止する場合は、取下届（様式第4号）を提出してください。

また、工事の内容に変更が生じる場合は、変更申請書（様式第5号）を提出してください。

～ 工事の実施 ～

- ◆工事が完了したら、実績報告書（様式第7号）に以下の書類を添付して提出してください。

必要な添付書類

- ①施工前と施工後の写真 ※耐震工事の施工内容がわかるもの
- ②工事契約書の写し
- ③耐震改修工事に要した費用の請求書の写し

- ◆書類提出後、役場にて受付を行い書類の審査を行います。審査には1週間程度かかります。

その後、補助金額確定通知を申請者に通知しますので、その通知が届いたら補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。

必要な添付書類

- ①施工建設会社等に費用を支払ったことを証する領収証の写し

請求書受領後、補助金支払いの手続きに入ります。

補助金の支払いには2週間程度かかります。